別表六㈢の記載要領第１号中「若しくは法」を「又は法」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第81条の15第２項、第３項若しくは第８項（連結事業年度における外国税額の控除）の規定」を削り、同第11号中「「道府県民税((1)×１％)又は別表六(三)付表一「28の④」(3)」」を「「道府県民税((1)×１％)又は(別表六(三)付表一「28の④」)(3)」」に、「「又は別表六(三)付表一「28の④」」」を「「又は(別表六(三)付表一「28の④」)」」に改め、同第12号中「「市町村民税((1)×６％)又は別表六(三)付表一「28の⑤」(4)」」を「「市町村民税((1)×６％)又は(別表六(三)付表一「28の⑤」)(4)」」に、「「又は別表六(三)付表一「28の⑤」」」を「「又は(別表六(三)付表一「28の⑤」)」」に改め、同第四号(1)中「又は令和２年旧法第81条の15第５項」及び「又は連結事業年度」を削り、同号(2)中「又は令和２年旧法第81条の15第７項」及び「又は連結事業年度」を削り、同第五号(1)中「又は令和２年旧法第81条の15第５項」及び「又は連結事業年度」を削り、同号(2)中「又は令和２年旧法第81条の15第７項」及び「又は連結事業年度」を削る。

別表六㈢付表１の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「法人税の控除限度額(別表六(二)「18」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」)」を「法人税の控除限度額(別表六(二)「17」)又は(別表六の二「11」)」に改め、同表の記載要領第１号中「等)の規定」を「等)」に改め、同第11号を次のように改める。

2　「法人税の控除限度額(別表六(二)「17」)又は(別表六の二「11」)(1)」の欄は、当該内国法人の各事業年度にあつては別表六(二)「17」の金額を、当該外国法人の各事業年度にあつては別表六の二「11」の金額を記載すること。

別表六㈢付表11の表を次のように改める。